

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目30番10号

氏名 日本衛生株式会社
代表取締役 澤谷 義一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 2年 4月13日

許可の有効年月日 令和 9年 4月12日



1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、
ばいじん

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上14種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（積替え保管に係る限定は裏面のとおり）

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上8種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地

(1) 東京都足立区入谷九丁目7番6号

(2) 東京都足立区入谷九丁目7番9号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 4月13日 新規許可

令和 2年 4月13日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

（裏面あり）



(裏面)

2 積替え保管施設

(1) 東京都足立区入谷九丁目7番6号

積替え保管面積: 792m² 最大保管高さ: 2.02m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚 泥	ドラム缶 3本	0.6 m ³
廃 油	400ℓタンク 1個	0.4 m ³
廃 酸	ドラム缶 3本	0.6 m ³
廃アルカリ	ドラム缶 3本	0.6 m ³
廃プラスチック類(ペットボトルを除く。)	コンテナ 2台	32.0 m ³
木 く ず	コンテナ 2台	32.0 m ³
金属くず(空缶を除く。)	コンテナ 3台	32.0 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 3台	32.0 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ポリ容器 15個	4.03 m ³
合計保管量		134.2 m ³

(2) 東京都足立区入谷九丁目7番9号

積替え保管面積: 1021.93m² 最大保管高さ: 1.46m

産業廃棄物の種類	保管量	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 3台	24.0 m ³
合計保管量		24.0 m ³

(以下余白)

複製禁止